

令和5年度 実地指導監査における主な指摘事項一覧

	大項目	小項目	指 摘 事 項
1	組織	組合会等	選定議員を代表事業主が選定する場合、他の全ての事業主の委任状を添付させること。
2			理事、理事長及び監事の選挙において立候補制を導入する場合は、規約及び規程の整備を行うこと。
3			理事会会議録は、規約に基づき、組合会会議録に準じ、作成すること。
4			理事会の会議録には、議事の要領等規約に定められた記載事項を記載すること。また、議長及び理事会において定めた選定理事及び互選理事による二人以上の理事の自筆の署名をもらうこと。
5			選定議員の選定通知の日付は、総選挙日を同一日とすること。
6			組合会において、議題について別添資料により説明した場合は、その資料についても組合会会議録に添付すること。
7			監事は決算組合会にて監査結果を組合会に書面にて報告すること。
8			厚生局監査の結果について、理事会に報告し、その旨を会議録に記載すること。
9		事務処理	規約が変更されたとき公告されていないため、健康保険法施行令第3条に基づき公告すること。
10			事故防止対策として、自己点検シートによる自己点検を定期的を実施すること。
11			印章規程を整備すること。
12			規約は漏れなく更新すること。
13			組合検査及び監査規程を整備すること。
14			事務処理体制について、「健康保険組合における経理事故防止の事務取扱要領（平成23年12月26日保保発1226第1号厚生労働省保険局保険課長通知）」に則り、事務処理内容及び業務量に応じた適正な職員配置を検討すること。
15		個人情報	統合専用端末及びそれに用いるUSBの管理については適切に行うこと。

	大項目	小項目	指 摘 事 項
16	適用・給付	適用	任意継続被保険者に係る保険料の納付書については、審査請求等の教示文を記載しないこと。
17			任意継続被保険者に係る資格取得通知書については、審査請求等の教示文を記載しないこと。
18			適用関係届書に係る確認（決定）通知書は、理事長名で通知すること。
19			任意継続被保険者の資格取得に伴う被保険者証については、保険料納付の有無にかかわらず速やかに交付すること。
20			資格取得及び資格喪失の確認を行ったときは、健康保険法第49条に基づき事業主に通知すること。
21			各種処分通知書については、平成28年3月28日付事務連絡「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について」に基づき、教示文を整備すること。
22	経理	帳簿管理	会計諸帳簿は、昭和61年11月28日付保険発第104号通知及び事故防止の観点から編綴し、保管すること。
23			収支差引残簿は、歳出簿の末尾に綴じ、勘定毎に調製すること。
24			歳入簿・歳出簿については、「款・項・目」のみならず「款」「款・項」についても出力すること。
25			支出証拠書については、事故防止のため「支払済」等の表示をすること。
26			会計諸帳簿への記帳は、適正に行うこと。
27			会計諸帳簿と預貯金との間の突合・確認については、相互チェック体制のもとでの的確に行うこと。
28			事故防止の観点から、収支証拠書は、差し替えができないよう編綴・製本すること。
29			収入支出科目については、予算編成基準の科目説明に基づき適正に行うこと。
30			支出
31		健康保険組合の事業運営が、事業主及び被保険者から納付される保険料によって賄われることを踏まえ、事業運営に真に必要な支出に限り行うこと。	
32	保健事業に係る補助金等を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。		

	大項目	小項目	指 摘 事 項
33	経理	支出	議員手当を支給する場合には、規程等により支出根拠を明確にすること。
34			出向職員については、覚書等を作成し、給与の負担についても、覚書等により負担割合を明確にすること。
35			準備金等より繰替使用を行う場合は、各種積立金台帳の内訳簿に「繰替使用中」を設け、管理すること。
36			前金払は、支払先の義務履行が会計年度内に得られるものに限ること。
37			同一款内の項間流用については、組合会の議決事項のため、健康保険法施行令第7条第4項に該当する場合は、その都度、理事長専決にて行い、次の組合会で報告し承認を得ること。
38			組合会の議決事項である各項間の科目流用を、緊急を要すると認めて理事長専決にて行う場合は、理事長の決裁を受け、次の組合会で報告し承認を得ること。
39		財産管理	財産管理規程に基づき、財産は毎年度1回以上、積立金台帳と残高証明書等と照合し、確認年月日の記載及び確認者の押印等により、確認した事跡を残すこと。
40			満期継続を含む全ての保管替えについては、準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法にあたることから、事前に理事会の承認を経ること。
41	各種台帳は、財産管理規程に基づき、毎年度1回以上財産と照合し、その結果を明らかにするため確認年月日並びに確認者を記録すること。		